訪問看護医療 DX 情報活用加算について

２０２４年診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認により、利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療ＤＸ情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

これに関する事業所基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成４年厚生省令第 ５号） 第１条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている。
2. 健康保険法第３条　第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を整えている。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。2.の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 3.の掲示事項について、ウェブサイトに掲載している。

令和７年７月１日

株式会社 Pinky
訪問看護 tonari